## 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令参照条文

- 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)(抄)
- 第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。) で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)に諮問しなければならない。
- 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第二
- 場合を含む。)の規定による許可の取消しをしようとするとき。 第二十七条(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は第二十八条第一号(第三十四条において準用する
- 兀 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。
- $\bigcirc$ 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令(平成十五年政令第九十一号)

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等で政令で定めるものは、 情報通信行政・郵政行政審議会とする。